

在宅高齢者の生活困窮の諸論点と分析視角

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 武蔵野大学人間科学研究所 公開日: 2017-04-06 キーワード: 作成者: 熊田, 博喜 メールアドレス: 所属:
URL	https://mu.repo.nii.ac.jp/records/427

在宅高齢者の生活困窮の諸論点と分析視角

Elderly Living Poverty Issues and Angles of View

熊田博喜
KUMADA, Hiroki

◎はじめに

2008年のリーマンショック以降、非正規労働者、特に派遣社員の「派遣切り」とその余波を受けて、同年の年末に「年越し派遣村」がマスコミ等で喧伝されたように、仕事と住居を失う人々が社会問題化している。このように「貧困」が日本社会で常態化する一方で、非常に豊かな生活を享受できる人々がいるという状況を、一般的に「格差」と呼称するが、この「格差」が、就労している年齢層に生じている問題ではなく、就労からリタイアした世代である高齢者にも様々な形で現われてきている。

かつて「プロダクティブ・エイジング」という言葉が新しい高齢者のあり方として語られた時期があった。プロダクティブ・エイジングとは「生まれおちた瞬間から高齢化は始まるという認識に立って、老いを高齢期特有の課題とするのではなく、人生を通じての発達の過程とみなし、高齢期に至っても引き続き何かを生み出し、社会に貢献するような生き方の重要性を強調する概念」¹であるが、プロダクティブ・エイジングではない高齢者、具体的には認知症や寝たきりなど、要介護状態にある人々も一方で高齢者のあり方の一つであり、そのような人々の実際や支援体制のあり方は、非常に多く議論され、そのサポートのあり方についても検討が進められている。具体的には「ニーズに応じた住宅が提供されることを基本とした上で、生活上の安全・安心・健康を確保するため、医療や介護のみならず、福祉サービスを含めた、様々な生活支援サービスが日常生活の場（日常生活圏域）で適切に提供できるような地域の体制」²、即ち地域包括ケアシステムが今日的状況下において本格的に構想され、生活をベースに生活支援を行い、介護・医療・予防が密接に連携を取りながら、高齢者の地域生活を支える体制が検討されつつある。

上述のような要介護状態にある高齢者は確かにプロダクティブ・エイジングが想定する高齢者ではないといえるが、それでは要介護状態にはない高齢者が、全てプロダクティブ・エイジングが想定する高齢者でないことも事実である。その代表的な高齢者が生活困窮にした高齢者であるといえる。このような高齢者は要介護の状態でなくてもプロダクティブ・エイジングから排除され、要介護の状態に至った場合であっても、介護保険制度下のサービスを十分に享受できない存在に陥っているのである。

その一つの証左が、2010年3月に群馬県渋川市の「静養ホームたまゆら」での火災事故である。その事故は、大都市部の高齢者が一旦、介護が必要となった時、郊外の無届施

設に入所し、劣悪な処遇を受けていることが明るみとなって、大きな問題となったが³、このような都市部における低所得、単身、要介護状態にある高齢者の増大は地域の中で社会問題となってきており、今後、このような高齢者は減少するどころか増加する傾向にある。

ではこのような高齢者はどのような生活背景を有していて、何故、このような状態に陥っているのでしょうか。そしてこのような高齢者にはどのような支援が求められているのでしょうか。本稿では、その検討の足がかりとして、在宅高齢者の生活困窮の諸論点を先行研究のレビューを行い、整理を行うと共に、そこから在宅高齢者の生活困窮の分析視角を析出することを試みるものである。まず貧困を巡る今日的理解を検討した上で、「生活困窮」という概念の措定を行う。次に高齢者の生活困窮に関する先行研究のレビューを行い、その論点を整理しつつ、在宅高齢者の「生活困窮」を考える上で基本的な視角について提示を試みたい。

1. 貧困を巡る今日的理解と「生活困窮」概念

「貧困」は、その問題の質が社会的状況に左右されるにせよ、恐らく人間の歴史が始まって以来、重要かつ切実な生活問題の一つであり、今日においても取り組むべき深刻な生活問題であり続けている。特に近年、「格差」や「社会的排除 (Social Exclusion)」という言葉で、日本社会において大きく問題視されていることは、先に述べた通りであるが、そのような「貧困」をどのような視点から理解すれば良いのでしょうか。本稿ではまず、「貧困」とは何かについて認識を深めつつ、その議論の到達点について理解を進める中で、「生活困窮」概念の措定を新たに試みることにしたい。

貧困とはなにか、何を貧困と考えるのかについては、多くの研究者の議論があり、決着をみていないことも事実である。例えば『現代社会福祉辞典』には、「貧困」について、以下のような記述がなされている。

貧困という用語は、人々の生活における何らかの「受け入れがたい欠乏」を意味している。その欠乏は、衣食住などの物的な財だけでなく、心身の健康、社会関係、生活機会等をも含んで議論されてきた。とはいえ、具体的に何の「欠乏」をもって貧困とするのか、あるいはどの程度の「欠乏」が「受け入れがたい」問題なのかについては、必ずしも合意があるわけではない⁴。

上記の定義を踏まえるならば、貧困とは「受け入れがたい欠乏」を指すということとなるが、ではその「欠乏」はどのように認識されてきたのであろうか。

一般的には「貧困」を巡る理解は、いわゆるブース (Booth), C やラウントリー (Rowntree), B.S が発見した「絶対的貧困」から、第二次世界大戦後の欧州諸国において福祉国家体制の完成期に再発見された「相対的貧困」という認識変化があるとされている⁵。

「絶対的貧困」とは、「その個人や世帯の生存そのものが脅かされるような状態」のことであり、肉体的能率を維持するために必要な支出 (食料・家賃・家庭雑費) から推計して貧困線を設定し、それ以下の生活状況にあるものを貧困と理解する方法である。ただこのような貧困理解は「最低生活を、ただ生物的に生きていくとだけだけの基準であり、その生活レベルで実際に生活することは非常に厳しく」⁶、今日的な貧困理解としても現実

的なものではない。

このような貧困理解から新たな貧困理解を提示したのが、タウンゼント（Townsend）、Pの「相対的貧困」である。「相対的貧困」とは、「その個人や世帯の生存そのものが脅かされるような状態ではないが、当該社会において満たされるべき社会的・文化的基準に達していない状態」のことであるとされる。タウンゼントは、その具体的な指標として、「資源」と「生活様式」に着目し、「相対的剥奪」という観点から貧困を捉えることを提唱した。すなわち「自己の属する社会において慣習的である諸利益を享受し、諸活動に参加する機会を剥奪されるに至るほど配分された資源が不足している状態」にある者を「貧困」と定義している⁷。

またその具体的な剥奪指標としてタウンゼントが提示したものが、表1である。

表1 タウンゼントの社会的剥奪指標

<ol style="list-style-type: none"> 1. 過去12ヶ月間の間に1週間の休暇を家の外で過ごしていない。 2. (大人のみ) 過去4週間の間に親類または友人を家での食事もしくは軽食に招いたことがない。 3. (大人のみ) 過去4週間の間に親類または友人の家を訪ね、食事もしくは軽食を取ったことがない。 4. (15歳未満の子どものみ) 過去4週間の間に友人を家に呼んで遊んだりお茶を飲んだりしたことがない。 5. (15歳未満の子どものみ) この前の誕生日にパーティを開かなかった。 6. 過去2週間の間に娯楽のために午後または晩に外出したことがない。 7. 1週間に4日以上新鮮な肉（外食を含む。ソーセージ・ベーコン・ハムなどを除く）を食べることはない。 8. 過去2週間の間に料理された食事を食べない日が1日以上あった。 9. 「1週間のうちほとんどの日に、料理された朝食（ベーコンエッグなどを含む）をとっている」ということはない。 10. 家には冷蔵庫はない。 11. 「通常（4回のうち3回以上）日曜日に、大きな肉片を食べる」ということはない。 12. 家の中には次の4種の室内設備のいずれかがない（水洗トイレ／流しまたは洗面台、および水の出る蛇口／固定された風呂またはシャワー／電気またはガスレンジ）。

出典：平岡公一「相対的剥奪指標の構築と適用」平岡編『高齢期と社会的不平等』東京大学出版会、2001, pp.154～155。

タウンゼントは、個人や集団などその所属する社会で慣習となっているあるいは是認されている生活の諸側面を指標として提示し、その剥奪や欠乏こそが「貧困」とであると理解したのである。

今日の多くの貧困研究は、純粋な所得調査研究でない限りは、最低生活費だけを根拠に「貧困」の定義とするものは少なく、タウンゼント以降の社会文化的な剥奪も視野に入れた研究が基準となっている。従って「貧困」認識の前提として、貧困を最低限の生活水準を維持できない生活費を設定し、それ以下にあるものが貧困状態にあるという認識は避け、経済的側面に加え社会・文化的側面も含めた生活の低位性を貧困として理解することは高齢者の貧困を考える上でも妥当であるといえるであろう。

とはいえ、「相対的貧困」と一概にいても、多様な理解が存することもまた事実である。その一人がセン（Sen）、Aであるが、センは「貧困」を次のように理解する⁸。

センによると貧困とは「資源の欠乏」ではなく、「所得や資源を潜在能力（capability）

に変換する可能性を抜きにしては評価できない」とする⁹。例えば、腎臓障害で透析を必要とするAは、必要としないBより所得が高かったとしても、それを機能に変換する際の困難性を考慮すれば、Aの所得は不足しているといえるのである。つまりセンの理解に立脚すれば、貧困とは、受け入れ可能な最低限の水準に達するのに必要な基本的な潜在能力が欠如した状態¹⁰であるといえる。

以上のように相対的貧困とその理解には多様性がある。しかし岩田が指摘するように今日、先進諸国の貧困の境界は、社会のメンバーとして生きていくのに必要な費用にその基準が置かれるべき¹¹であり、その点を最重要視しつつ、貧困の多様性に配慮する定義を行う必要がある。

タウンゼントの理解のように「資源」や「生活様式」の剥奪を指標化し、貧困を理解するアプローチや、センの理解、すなわち「福祉を追及する能力を奪われた状態」として貧困を理解するアプローチなど、貧困の多様性を理解するための様々なアプローチがあることを確認してきた。特に後者の貧困理解を湯浅は「選択肢が奪われて自由な選択ができないこと」と定義しているが¹²、本稿では「本人や家族の可能性が縮減し、生活そのものが低位化した状態」を「生活困窮」という概念を新たに指定して捉えることにしたい。

その理由として、上述の「貧困」概念の変遷からも明らかのように、「低所得問題」を貧困と捉える考え方から、「幅広い生活の低位性」を貧困と捉える考え方が主流となっており、「貧困」の多様性の理解が進む過程であったといえよう。とはいえ、低所得問題は喫緊の課題として存在しており、その対象は生活保護法第8条の「厚生労働省の定める基準」によって政策的に規定されている。そのように考えるならば、生活保護法で捕捉されている低所得問題そのものを「貧困」と理解し、生活保護法で捕捉されていない新たな問題の多様性を捉えることを意図して「生活困窮」という概念を用いることが重要と考えるからである¹³。

加えて近年、注目を集め始めている「社会的排除」の考え方も射程に入れる形で議論を進める必要があることも「生活困窮」という概念に注目する理由の一つである。

社会的排除とは、関係性、問題・課題の多面性、そして過程性を強調した概念であり、その排除の側面は、経済的次元、社会的次元、政治的次元の3つに現れるとされる¹⁴。社会的排除とは、上記の文脈で理解するならば、「本人や家族の可能性の縮減」そのものであり、特に社会的排除やその解決方策としての「社会的包摂 (Social Inclusion)」が施策志向性の強い概念でもある。近年、欧州諸国においては従来の「貧困 (Poverty)」から「社会的排除 (Social Exclusion)」という概念を用いて上述の貧困の多様性を補足するアプローチが主流となってきている¹⁵。

すなわち本稿が対象とする高齢者の課題は、「所得給付のほかに排除状況からの回復・脱出を図るための諸措置 (例えば社会的結合、統合、参入) が考えなければならない」¹⁶なのであって、所得給付という視点のみならず、排除状況からの回復・脱出も含めた視点を理解していく必要があり、上述した「生活困窮」概念がより適切であるといえるであろう。

「本人や家族の可能性が縮減し、生活そのものが低位化した状態」を「生活困窮」概念とするならば、次の2点に留意する必要がある。

まず一つ目として、「本人や家族の可能性の縮減」とは何かについての理解である。縮減の最大の要件はまさしく経済的手段の不足であると考えられることができるが、経済的要因

以外に自身や家族の可能性の縮減を引き起こす要件にはどのようなものがあるのかについてその原因の理解が重要となる。

二つ目として、本人や家族の可能性が縮減し、「生活そのものが低位化した状態」とはどのような状態なのかについての理解である。例えば「病気がだが病院に行けない」「人と交流したいが旅行にいけない」「移動したいが移動できない」といった可能性が縮減してしまった状態こそが生活困窮であるとする、この状態の理解も重要である。

生活困窮を理解するとは、「本人や家族の可能性が縮減し、生活そのものが低位化した状態」について、その原因と状態について検討を進めることであるが、状態の理解に関連して、横断的（共時的）な生活困窮研究だけではなく、縦断的（通時的）な生活困窮研究の重要性も指摘されている。つまり、生活困窮層は生活困窮のまま固定される訳ではなく、ある一時期生活困窮を経験する層も少なくない¹⁷。そのような意味で生活困窮理解は、共時的のみならず通時的になされる必要もある。

以上、生活困窮理解とその理解に向けての基本的スタンスを確認してきた。次に高齢者の生活困窮問題の領域においてどのような研究が行われてきたのかその先行研究を確認していくことにしたい。

2. 高齢者の「生活困窮」に関する先行研究とその分析視角

(1) 高齢者の「生活困窮」に関する先行研究

では、高齢者の生活困窮問題はどのように論じられてきたのであろうか。東京都老人総合研究所の研究誌であった『社会老年学』では、1970年代から80年代にかけて高齢者の生活困窮についての研究が行われており、その研究成果として次の3点をその特徴として挙げることができよう。

まず一点目として、不安定就労に従事していた高齢者の生活困窮問題が取り上げられていることである¹⁸。高齢者の生活困窮問題は、不安定就労に従事していた階層に如実に表れることは、いうまでもないであろう。彼らは、資産（ストック）においても、年金（フロー）においても、その形成を果たすことができず、高齢期を迎えたと考えることができる。そのような意味で、高齢期の生活困窮問題においてかつての不安定就労に従事していた層が取り上げられることは、まさに必然である。

次に二点目として、生活困窮を経済的な観点だけでなく、家族や地域社会、更には交通等の社会資本との関係で、その剥奪や低位の状況が取り上げられていることである¹⁹。特に先に確認した通り、タウンゼントの研究以降、高齢者の「生活困窮」が単に経済的な生活困窮のみならず、高齢者が生活している地域社会の人間関係や交通・公的施設などの社会資本の整備状況によって、高齢者の生活困窮状況が規定されるという認識が拡大したことの証左といえよう。

そして三点目として高齢者同居家族における経済的依存関係について取り上げられていることである²⁰。ここでは貧困・低所得世帯においては老親の子世代への依存が課題視されているが、一方で今日、問題化している子世代が老親に依存するという逆ケースはあまり想定されていない。

上記の内容を踏まえると、この時期の高齢者の生活困窮研究は、年金制度に加入できな

かった者や年金制度以外の諸要件を注視するといった生活困窮理解のアプローチが比較的多いことに改めて気付く。この事実は年金制度に加入している者は一定の生活が成り立つことが暗黙の了解とされていたことが予想されるのである。しかし90年代に入ると年金制度そのものが生み出す生活困窮に関する研究も進められてきている。

例えば唐鎌²¹によると、現在における貧困線の設定は稼働労働力を中心に設定されたものであり、高齢者における「生活水準」は担保されていないとした上で、現状の年金額は、所属していた職域によって大きなばらつきがあり、特に国民年金の支給額は低位に抑えられているとする。さらに年金制度は勤労者の生活の安定が原則になっているのにも関わらず、現実には雇用が流動化し保険料を安定的に拠出できない制度矛盾がある。特に女性高齢者の年金額は低く抑えられている。従って多くの高齢者が「生活困窮状態」に置かれたまま苦しい生活を強いられていることを指摘している。特に家計支出の分析では、多くの高齢者が預貯金を取り崩して生活を維持しているが、保健医療・居住・光熱・水道・家事用品費といった社会的固定額が膨らみ家計を圧迫すると共に、被服・履物・こずかい・交通費が圧縮されているとする。

また岩田²²は、高齢者のみ世帯の拡大、同居世帯における家計分離など「高齢者の自立」が進んでいるが、その実際について明らかにすることを研究目的とした上で、次のように指摘する。年金制度が無職高齢者の「自立」を促進する一方で、必ずしも高齢者の「最低生活」を十分な水準で保障するものとはなりえず、特に単身高齢世帯、無職夫婦世帯の年金による「自立生活」は、赤字を前提とした余裕のない内容となっている。また年金制度は業種によって大きな格差を持ち、就業継続によってもその自立度は左右される。総じて高い収入によって余裕のある生活を維持できる層と単身高齢者など低い収入による余裕のない層で二極化が進んできている実態を明らかにしている。

これらの諸研究は、年金制度そのものが、生活を保障する機能を十分に果たせていないことと併せて、どの年金制度に所属しているのかということが老後の生活に大きな影響を及ぼしていることを指摘している。つまり年金制度加入している者は一定の生活が成り立つという暗黙の了解は融解し、結果、高齢世代に様々な困窮を及ぼしているといえるのである。

また近年の高齢者の生活困窮についての研究の中で代表的成果は、平岡らのグループ²³によるものであろう。研究主題として、高齢期における社会的不平等の実態分析、生活諸領域における格差の関連要因・規定要因の分析と格差が形成されるメカニズムの分析、そして高齢期の貧困・低所得をとらえる枠組の再検討を設定し、それを踏まえた貧困・低所得の分析枠組を設定した上で、量的調査の実施によって、その内実を明らかにしている。その際、「基本属性」「職業経歴」に加え、「現在（老後）の生活状況」として、健康・心身機能、社会参加・社会的ネットワーク、情報アクセス、就労・職業、住宅、収入・資産・生活水準の項目を調査設計に盛り込み、そこから階層別格差の状況を明らかにするという手法が用いられている。

結論として、所得・資産のみならず、様々な領域において高齢期より前のライフステージにおける所属階層による生活機会の系統的な格差が存在しているということ。各生活領域の格差は、相互に関連しあい、また規定しあっている場合が多く、そこでは高齢期に至る前の所属階層という要因が重要であるということ。大都市の高齢者における貧困・低所

得者問題が依然として相当な広がりを見せていること。が指摘されている。

この研究はタウンゼントの相対的剥奪概念を積極的に援用し、高齢期の生活困窮の多様性とその形成要因理解に向けての重要な研究成果であるといえるであろう。

(2) 高齢者の生活困窮の分析視角

いくつかの重要な高齢者の生活困窮に関する研究成果を敷衍してきたが、そこでは高齢者の生活困窮を分析するにあたって、以下のような視角が重要である考えることができる。

第一点目として、現在の高齢世代が所属している年金制度および資産状況を理解することの重要性である。先行研究で言及されている通り、多くの高齢者は支給される年金を軸として生活を支えているが、どの年金制度に所属しているのかによって、その生活状況は大きく左右される。ゆえに所属する年金制度と生活困窮の関連性を理解することは肝要であるといえる。また年金制度に加え、現在の資産状況も生活困窮に大きな影響を及ぼしており、資産状況の理解も年金制度と併せて確認する必要がある。

第二点目として、所属する年金制度や現在の資産状況は、前のライフステージにおける所属階層に大きく影響を受けるということである。生活困窮の状況に陥っている高齢者がどのようなライフステージを経て今日に至っているのかといった生活史的な理解も高齢者の生活困窮を理解する上で重要となる。

第三点目として、高齢者の生活困窮状態が、収入・資産の低位性のみならず、生活の様々な側面に現れるということである。つまり高齢者の生活実態を幅広く理解を進めることによって高齢者の生活困窮のありようを理解することが可能となる。

本稿では、上記の三点を生活困窮理解の分析視角として提示したが、特に三点目の生活の様々な側面とはどのような側面なのかについて一定の視点を構築しなければ、その多様性にアプローチすることが困難である。少なくとも実態の把握に向けて生活理解への一定の視点を定める必要もあろう。

◎おわりに

以上、本稿では、貧困状態にある高齢者を理解に向けて「貧困」から新たに「生活困窮」という概念、具体的には生活困窮を「本人や家族の可能性が縮減し、生活そのものが低位化した状態」と措定すると共に、高齢者の生活困窮に関わる先行研究のレビューから、1) 高齢期の前のライフステージにおける所属階層による生活機会の系統的な格差が存在しているということ、また2) 各生活領域の格差は、相互に関連しあい、また規定しあっている場合が多く、そこでは高齢期に至る前の所属階層という要因が重要であること、3) 大都市の高齢者における貧困・低所得者問題が大きな広がりを見せていること、を明らかにしつつ、高齢者の生活困窮の分析視角として、高齢世代が所属している年金制度・資産状況の理解の重要性、今日に至った生活史的理解の重要性、高齢者の生活実態理解の重要性を析出した。

今後、これらの視角に基づき、改めて高齢者の生活困窮の実態や原因に迫りつつ、有効な支援方策の検討を試みる必要があるが、その切実な課題については、分析視角の精緻化と併せて今後、本格的に検討を進めたい。

謝辞

本稿は、2007年度～2008年度武蔵野市・小金井市・西東京市共同研究事業で社会福祉法人至誠学舎東京が受託したプロジェクト『生活の変化と社会保障制度のギャップがもたらす高齢期の生活危機と困窮に係る研究』（研究代表：阿和嘉男）において研究協力者として参加し、その成果の一部をまとめたものである。本研究プロジェクトの実施にあたり企画から設計まで丁寧なご指導頂いた元至誠学舎東京理事長の阿和嘉男先生には心よりお礼申し上げたい。また併せて至誠学舎東京事務局長の北川和秀氏にも感謝申し上げたい。

注

- 1 須田木綿子「アクティブ・エイジングの実際」福祉社会学会編『福祉社会学ハンドブック』中央法規、2013年、p.152。
- 2 高橋紘士「地域包括ケアにおける自助・互助・共助・公助の関係」西村周三監修 国立社会保障・人口問題研究所編『地域包括ケアシステム』慶応大学出版会、2013、p.102。
- 3 『朝日新聞』2009年4月28日記事。なお「静養ホームたまゆら」の事件が内包する生活に困窮する高齢者の課題については、滝脇憲「生活困窮者の包括的支援システム」高橋紘士編『地域包括ケアシステム』オーム社、2012年、pp.199～220.に詳しい。
- 4 秋元美世・大島巖・芝野松次郎・藤村正之・森本佳樹・山縣文治編『現代社会福祉辞典』有斐閣、2003年、p.388。
- 5 例えば阿部彩「日本の貧困の実態と貧困政策」阿部彩・國枝繁樹・鈴木亘・林正義『生活保護の経済分析』東京大学出版会、2008、pp.23～25。
- 6 阿部、同上書、p.24。
- 7 岩田正美『現代の貧困』筑摩書房、2007、pp.41～42。
- 8 タウンゼントとセンの貧困理解の共通点と相違点については、以下の文献に詳しい。山森亮「貧困・社会政策・絶対性」川本隆史・高橋久一郎編『応用倫理学の転換』ナカニシヤ出版、2000、pp.140～162。
- 9 Sen, A, INEQUALITY REEXAMINED, Oxford University Press, 1992 (= 池本幸生・野上裕生・佐藤仁訳『不平等の再検討』岩波書店、1999、pp.171～172)
- 10 Ibid. (= 同上書、p.168～172)
- 11 岩田、前掲書、p.44。
- 12 湯浅誠『反貧困』岩波書店、pp.74～78。
- 13 2013年12月に「生活困窮者自立支援法案」が国会に提出され成立している。この法律において『生活困窮者』とは、現に経済的に困窮し最低限度の生活を維持することができなくなる恐れのある者』であると定義されているが、本稿の「生活困窮」概念もこれに近い概念であるといえる。同法の「生活困窮」概念については別の機会に改めて検討を試みたい。
- 14 熊田博喜「ソーシャル・インクルージョンと地域社会」園田恭一・西村昌記編『ソーシャル・インクルージョンの社会福祉』ミネルヴァ書房、2008、p.26。
- 15 Berghman, J., Social Exclusion in Europe: Policy Context and Analytical Framework, Room, G., (eds.), Beyond the threshold: The Measurement and Analysis of Social Exclusion, Polity Press.
- 16 片岡直「最低生活基準の今日的課題」日本社会保障法学会編『社会保障法第5巻 住居保障法・公的扶助法』法律文化社、2001、p.241。
- 17 貧困研究におけるパネル調査の重要性とその内実については、岩田、前掲書、pp.76～87に詳しい。
- 18 研究として、佐藤嘉夫・奥山正司「『不安定就業』階層の老後問題」『社会老年学』No.6, 1977, pp.61～91がある。
- 19 研究として、松村直道「『新しい貧困』と老後問題に関する一考察」『社会老年学』No.2, 1975, pp.77～86がある。

- 20 研究として、本間信吾「同居世帯における老親・子世代の経済的共同・依存関係について」『社会老年学』No.22, 1985, pp.42～62がある。
- 21 唐鎌直義「高齢者の生活問題と年金制度」『大原社会問題研究雑誌』443, 1995, pp.17～33。
- 22 岩田正美「高齢者の『自立』と貧困・不平等の拡大」『大原社会問題研究所雑誌』447, 1996, 15～25。
- 23 平岡公一編『高齢期と社会的不平等』東京大学出版会, 2001。